

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年6月27日

【会社名】 株式会社清水銀行

【英訳名】 THE SHIMIZU BANK,LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 岩山 靖宏

【本店の所在の場所】 静岡県静岡市清水区富士見町2番1号

【電話番号】 054(353)5162

【事務連絡者氏名】 執行役員総合統括部長 前田 邦彦

【最寄りの連絡場所】 株式会社清水銀行 東京事務所
東京都中央区日本橋二丁目8番6号

【電話番号】 03(3246)1855

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 伊藤 隆行

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社清水銀行 東京支店
(東京都中央区日本橋二丁目8番6号)

1【提出理由】

2023年6月22日開催の当行第148期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2023年6月22日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1 期末配当に関する事項

当行普通株式1株につき金30円 総額345,609,180円

効力発生日 2023年6月23日

2 その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 500,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 500,000,000円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）11名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）として、豊島勝一郎、岩山靖宏、望月文人、藪崎文敏、平岩将、東恵子、新聞克樹、河野誠、田村直之、深澤巨英、八木真樹を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役として、伊藤嘉奈子を選任する。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額改定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）に支給する金銭報酬の上限金額を確定金額報酬枠について年額260百万円以内（うち社外取締役は年額20百万円以内）、業績連動型報酬枠（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）を最大年額40百万円以内と改定する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額を年額36百万円以内とする。

なお、本議案の承認により、すでに付与済みのものを除き、株式報酬型ストックオプション制度を廃止し、今後、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の新たな発行は行わないこととする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案	92,105個	140個	0個	(注) 1	可決 98.00%
第2号議案					
豊島勝一郎	81,104個	11,141個	0個		86.30%
岩山 靖宏	81,282個	10,963個	0個		86.48%
望月 文人	88,000個	4,245個	0個		93.63%
藪崎 文敏	89,489個	2,756個	0個		95.22%
平岩 将	89,500個	2,745個	0個	(注) 2	可決 95.23%
東 惠子	88,219個	4,026個	0個		93.87%
新聞 克樹	90,676個	1,569個	0個		96.48%
河野 誠	89,672個	2,573個	0個		95.41%
田村 直之	89,502個	2,743個	0個		95.23%
深澤 巨英	92,039個	206個	0個		97.93%
八木 真樹	92,043個	202個	0個		97.93%
第3号議案	85,220個	7,025個	0個	(注) 2	可決 90.67%
第4号議案	91,971個	274個	0個	(注) 1	可決 97.86%
第5号議案	91,974個	271個	0個	(注) 1	可決 97.86%

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。